

けんりようご 権利擁護の そうたんコーナー

今月のそうたん

成年後見制度と社会福祉協議会の日常生活
自立支援事業とはどう違うのでしょうか。

Q 1人暮らしをしている私の母は、最近、物忘れがひどくなり、自分でお金の管理をするのが不安だと言うようになりました。また、私も、母が悪徳業者に騙されないかと心配です。このような高齢者の財産管理を援助してもらう制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業などがあると聞いたのですが、どのような違いがあるのでしょうか。

A 前号では成年後見制度の概要を説明しましたが、成年後見制度も日常生活自立支援事業も、判断能力が不十分な方を支援するための制度です。

成年後見制度は、申立を受けた家庭裁判所に選任された後見人等が裁判所の監督の下で財産管理等をする制度です。

これに対し、日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会が利用希望者の申請を受けて、生活状況や希望する援助内容を確認し、「支援計画」を策定して利用者との間で、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行うための契約を締結するという制度です。契約に基づく制度なので、契約内容について判断できる能力がなければ利用することはできません。したがって、契約を自分で理解して締結することができない場合は、家庭裁判所に後見開始の申立をし、後見人を選任してもらう必要があります。

また、成年後見等では、後見人が本人の代わりに契約をする権限を持ち（本人自身は契約ができない）、保佐人・補助人は、本人が同意なく締結した契約を後から取消すことにより無効にすることができます。日常生活自立支援事業ではそのようなことはできませんので、事前の見守りなどで予防するにとどまります。もし悪徳業者と契約しないかが心配なのであれば、成年後見制度の利用を検討した方がよいかもしれません。

さらに、当面は日常生活自立支援事業を利用していき、より認知症等の程度が進行した場合に家庭裁判所で後見開始の申立をし、両方の制度を並行して利用することも可能です。

費用面では、成年後見制度では、家庭裁判所が決定した報酬を自分の財産から後見人等に支払うのに対し、日常生活自立支援事業では、契約に基づいて、1回あたり平均1200円程度の利用料を支払うことになっています（ただし、宍粟市社協では、利用料を無料としています。）

ご本人の判断能力や希望する援助内容をよく把握し、どちらの制度がご本人のニーズにより合致するのかを検討してみてください。

【姫路総合法律事務所 弁護士 土居 由佳】

暮らしの相談・お困りごとは社協へ！

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談
(法律専門相談)

宍粟防災センター

9月30日(金)、10月7日、

14日、21日、28日(金)

午後1時30分～4時

※予約制となっています。

(山崎支部 6215530)

◎結婚相談

宍粟防災センター

10月6日、20日(木)

午後1時30分～4時

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日

午前8時30分～

午後5時30分

常時、社協各支部の窓口
で、介護に関する相談や苦
情、福祉サービス等の相談を
受付けています。
お気軽にご相談ください。

利用ください！社協の 介護用品斡旋事業

あっせん

社協では、介護者の要望に
合わせた紙おむつやパットなど
介護用品を紹介、斡旋しています。
お気軽にご相談ください。

(※一宮、波賀、千種支部で実施しています)

